



GOGO 宮崎労働局

雇用調整助成金

支給まで平均8.3日に短縮!

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の雇用調整助成金の申請状況は、宮崎労働局では、279件の申請があり、うち219件の支給決定を行っています（令和2年5月26日現在）。通常、雇用関係の助成金は、標準的な処理期間が2か月間となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の方々に対する雇用調整助成金の支給については「事業主が支給申請書を提出後、労働局において審査を行い、書類が整っている場合には、1か月程度で支給決定又は不支給決定を行います」（厚生労働省HP「雇用調整助成金FAQ」問55）としています。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症については、多くの産業に影響を及ぼしており、特に小規模の飲食店等に大きく影響を及ぼしていることから、宮崎労働局では審査を行っている助成金センターの体制を拡充するなどして、できる限り迅速に助成金を支給す

べく処理日数の短縮化に努めています。

具体的には、雇用調整助成金の申請を受理してから審査を行い、一部書類が不足するなどして事業主の皆様を確認して支給決定を行うまで、4月に申請を受理したものは平均して22.5日（土日含む。以下同じ。）要していましたが、直近で5月11日から15日までに申請を受理して支給決定を行ったものについては、平均して8.3日まで短縮されました。

今後は、宮崎県社会保険労務士会や業界団体の方々のご協力も得ながら、より多くの事業者の皆様にごこの雇用調整助成金をご利用いただけるよう周知や説明を強化していくとともに、引き続き迅速に助成金を支給します。

ハローワーク宮崎へ

助成金センター 移転します

迅速な支給を行うため 7月予定



雇用調整助成金の支給を行う助成金センターを拡充移転します。

上記のとおり、雇用調整助成金申請の更なる増加が見込まれています。宮崎労働局では、この申請の増加に対しても迅速な支給を行うため、また、助成金の相談体制を強化するため、宮崎合同庁舎内5階（宮崎市橋通東3-1-22）にある宮崎労働局助成金センターを、7月初旬を目途に現在のハローワークプラザ宮崎（宮崎市大塚台西1-1-39）の庁舎内に拡充移転します。

詳細は追って報道発表を行う予定です。

安心して働きたい!



令和2年度

労働保険の年度更新

〈労災保険・雇用保険〉

申告・納付期限が

8月31日（月）

まで延長されました

働く妊婦・事業主のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症 母性健康管理措置



●妊娠中の女性労働者

- ①新型コロナウイルス感染に関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があると主治医等から指導を受ける
- ②そのことを事業主に申し出
- ③事業主は作業制限、出勤制限（在宅勤務や休業）等の措置が必要

●本措置の対象期間は、

令和2年5月7日～

令和3年1月31日です。

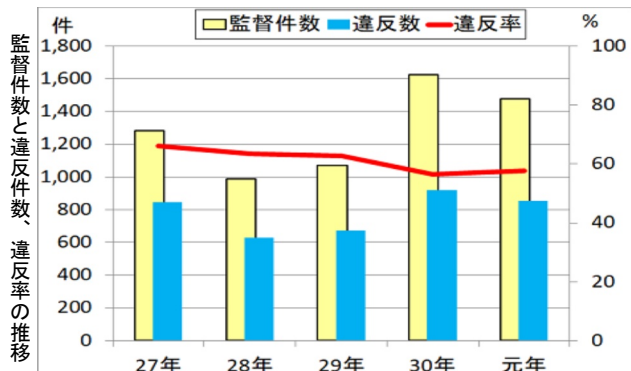


ハローワークプラザ宮崎



1,480事業場を監督

令和元年定期監督等結果 **854事業場** を勧告指導



令和元年に管内4つの労働基準監督署が実施した定期監督等の結果を取りまとめました。定期監督等を実施した1480事業場のうち854事業場（違反率57.7%）で労働基準法や労働安全衛生法、最低賃金法等の違反を確認し、違反の是正を指導しました。このほか、重大・悪質な違反を認めた14件の事業場を宮崎地検に書類送検しました。

令和元年は、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び労働災害の増加や減少がみられない業種等

への監督指導を行い、長時間労働の抑制や過重労働の解消、労働災害の防止に向けた指導を行いました。

違反率が高い業種は、清掃・と畜業83.8%、運輸交通業74.1%、保健衛生業59.8%となっており、主な違反内容は、労働時間307件、安全基準（安全対策の未実施）232件、割増賃金215件等となっています。

宮崎労働局及び各労働基準監督署では、今後も安心、快適に働くことができる環境づくりを目指して、労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保等の対策を強力に推進していきます。
※定期監督等とは定期監督、災害時監督、災害調査のことで、定期的または労働災害発生等の各種情報を契機

**全国安全週間
準備期間
6月1～30日**

令和2年度スローガン

**エイジ
フレンドリー
職場へ！
みんなで改善
リスクの低減**



として事業場に立入調査を行うもので、法違反が認められた場合には、事業主に対して改善するよう行政指導や行政処分を行います。



昨年の労働局長安全パトロール

雇用調整助成金

申請手続き大幅簡素化

～書類が整えば約2週間で支給～

宮崎労働局では、業績が悪化する中で一時的に休業して労働者の雇用を維持した事業主に対し、雇用調整助成金を支給しています。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業を余儀なくされた事業主の方々に対する助成金について助成率を引き上げるとともに、要件も緩和しています。また、申請手続きも大幅に簡素化しています。

今回は、事業主の方々から多く寄せられる雇用調整助成金に関するお問い合わせと回答の一部をご案内いたします。



助成金Q & A

問 申請手続きが煩雑と聞きました。が小規模の会社でも申請できますか。

答 手続きは、従来、計画届と支給申請の2種類がありましたが、5月19日から計画届の提出を不要とするなど大幅に簡素化しています。

また、小規模事業主の皆様（従業員数が概ね20人以下の会社や個人事業主）に対しては、マニュアルをご用意して、一つ一つの手順をご覧いただきながらより簡単に申請が行えるようになりました。

厚生労働省HPで詳しくご案内していますので、ぜひご利用ください。

問 申請をしてから、支給まで時間がかかると聞きました。どれぐらいの期間がかかりますか。

答 現状、書類が整っていて支給要件を満たしている場合、2週間程度で支給をしています。

問 3月から休業を開始しましたが、最近、雇用調整助成金を知りました。6月でもまだ申請は間に合いますか。

答 申請期限は、原則、支給対象となる期間の末日の翌日から2か月以内ですが、特例により支給対象となる期間の初日が1月24日～5月31日の休業の申請期限は、8月31日までになります。

※厚生労働省HPアドレス
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_form.shtml)

